

平成19年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成19年3月8日(木曜日)

議事日程第5号

平成19年3月8日(木曜日)

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

応招議員 29名

出席議員 28名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	笠原幸江君	4番	渡辺重雄君
5番	中村実君	7番	平野久樹君
8番	田原実君	9番	五十嵐哲夫君
10番	松尾徹郎君	11番	保坂良一君
12番	高澤公君	13番	倉又稔君
14番	久保田長門君	15番	大滝豊君
16番	斉藤伸一君	17番	伊藤文博君
18番	伊井澤一郎君	19番	鈴木勢子君
20番	猪又好郎君	21番	古畑浩一君
22番	五十嵐健一郎君	23番	山田悟君
25番	大矢弘君	26番	畑野久一君
27番	野本信行君	28番	関原一郎君
29番	新保峰孝君	30番	松田昇君

欠席議員 1名

24番 池 亀 宇 太 郎 君

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	助 役	栗 林 雅 博 君
収 入 役	倉 又 孝 好 君	総務企画部長	野 本 忠 一 郎 君
市民生活部長	小 林 清 吾 君	建設産業部長	渡 辺 和 夫 君
総務企画部次長	本 間 政 一 君	企画財政課長	織 田 義 夫 君
総務課長			
能生事務所長	小 林 忠 君	青海事務所長	山 崎 利 行 君
市民課長	田 上 正 一 君	福祉事務所長	小 掠 裕 樹 君
市民生活部次長	荻 野 修 君	商工観光課長	田 鹿 茂 樹 君
健康増進課長			
農林水産課長	早 水 隆 君	建設課長	神 喰 重 信 君
新幹線推進課長	田 村 邦 夫 君	ガス水道局長	松 沢 忠 一 君
消 防 長	吉 岡 隆 行 君	教 育 長	小 松 敏 彦 君
教育委員会教育総務課長	黒 坂 系 夫 君	教育委員会学校教育課長	月 岡 茂 久 君
+			
教育委員会教育次長		教育委員会文化振興課長	
生涯学習課長		歴史民俗資料館長兼務	
中央公民館長兼務	山 岸 洋 一 君	長者ヶ原考古館長兼務	山 岸 欽 也 君
市民図書館長兼務			
勤労青少年ホーム館長兼務			
監査委員事務局長	広 川 亘 君		

事務局出席職員

局 長	齊 藤 隆 嗣 君	次 長	小 林 武 夫 君
主 査	松 木 靖 君		

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、池亀宇太郎議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には 1 2 番、高澤 公議員、2 1 番、古畑浩一議員を指名いたします。

日程第 2 . 一 般 質 問

議長（松尾徹郎君）

日程第 2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。

猪又好郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。〔20番 猪又好郎君登壇〕

20番（猪又好郎君）

おはようございます。

あらかじめ提出してあります質問通告書に基づいて1回目の質問を行います。

1、年初めの波浪災害について。

平成19年1月7日から8日にかけて、波浪警報下、高波により市内海岸各地で甚大な災害を受けました。災害を受けた原因と災害復旧に向けた取り組みを伺います。

(1) 当日の気象状況と、平成15年12月20日の災害時の気象状況との比較と災害状況の比較はどうか。

(2) 警報発令の対応と市民への防災の周知はどのようになされたか。

(3) 人工リーフが崩壊しているが、平成15年12月の災害以降、人工リーフの調査をした記録があるか、今後の災害復旧の見通しはどれくらいか。

(4) 押上浜の階段式護岸は平成15年と同じ箇所が壊れ、前回よりも被害が増大している。復旧事業で被害の再発を防止できる工法はどんなものか。

(5) 大和川海岸で防波堤を越波したが、この沖は離岸堤が未整備である。今後の整備計画はどうなるか。

2、国民健康保険などの被保険者の70歳以上の医療費、窓口払いについて。

昨年「6」月とありますが勘違いしていましたが、「7」で、7月までは1割負担だったものが、2割負担を経て10月から新たに「現役並み所得者」に分類された人は、医療費自己負担が3割となりました。市内の状況について伺います。

(1) 国保などの被保険者で、70歳以上の人で3割負担に変わった人は何%、何人か。

(2) 住民税の課税所得が基準の145万円以上でも年収の基準額、2人世帯の場合520万円、

1人世帯の場合には383万円、に満たない場合は、申請すれば「一般の区分」になる制度があるが、どのように周知したか。また、対象者のうち申請者は何人か。

(3) 平成20年度創設予定の後期高齢者医療制度と現国保との関連はどのようになるか。

3、介護保険の福祉用具利用制限の見直しについて。

昨年10月、介護度の軽度の人を利用していただいていた介護用具が制限されました。ところが軽度の人の中に福祉用具が必要な人が多数いることが判明しました。

ことし2月19日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で、4月より医師の意見があれば再利用できることが明らかになりました。よって、以下のことについて伺います。

- (1) 福祉用具制限後の利用者の実態を、県、国に意見具申を行ったか。
- (2) 制限が見直される基準は何か。福祉用具の機種は何か。
- (3) 医師の意見が必要とあるが、その手続の仕方と提出先はどこか。
- (4) 制限された人たちに、標準が変わり再利用が可能になったことを周知したか。
- (5) 制限された人の生活実態がどのようになったか調査すべきと考えるがどうか。

以上であります。

おわびして訂正をいたします。大きな3の(4)制限された人たちに「基準が変わり」というのを「標準が変わり」というふうに言ったそうでありますので、訂正をお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

猪又議員のご質問にお答えいたします。

1番目の波浪災害についての1点目、平成15年12月と本年1月の気象状況につきましては、いずれも冬型の低気圧接近に伴う暴風波浪警報が発令され、風、波ともに非常に強い状況でありました。波の高さは15年が最大17メートルで、本年よりも4メートル高かったものであります。

また、被害状況につきましては、15年は建物とともに国・県管理の海岸施設や市管理の漁港施設などに多大な被害を受け、さらに国道8号の交通止めが8時間以上に及びました。本年は車庫1棟と能生マリンドリームの建物被害のほか、海岸漁港施設が被災をいたしております。

2点目の市民への防災情報の周知につきましては、浦本、大和川、糸魚川地区に対して、19時33分と20時55分の2回にわたり、防災行政無線による一斉放送を行うとともに、消防団による海岸沿い地区の警戒活動を実施いたしました。

また、能生地域では18時35分と18時55分の2回にわたり、緊急告知放送による高波のお知らせと、消防団員の出動要請を行っております。

3点目の人工リーフにつきましては、15年の災害以降、県では調査を行っておりませんでした。今回の災害により3月からの調査測量の結果をもとに、6月ごろに災害査定を受ける見込みであります。

4点目の護岸被害の再発防止策につきましては、一般的に災害復旧は原形復旧を原則といたしておりますが、被災前と同様な工法では再被災が心配される場合もあるため、今後、調査や解析によ

って工法が検討をされます。

5点目の大和川漁港海岸の離岸堤につきましては、現在までに全体で12基の計画に対しまして8基が完成をいたしております、未完成のうち大和川地区の前川右岸付近で2基を施工中であります、田伏、梶屋敷地区の各1基が未着手となっております。19年度は大和川地区の工事を継続しながら、田伏地区の離岸堤に着手する予定といたしておるそうであります。今後の整備計画につきましては、22年ごろまでには事業を完了させる方向で、国・県と調整を図っているところであります。

2番目の国民健康保険制度の1点目につきましては、国保と老人保健医療を合わせて70歳以上の人は1万1,536人で、3割負担の人は5.8%、669人です。そのうち今回3割負担となった人は3.3%、383人です。

2点目につきましては、対象者110名全員に申請書を送付いたしまして、全員の方から申請をしていただきました。

3点目につきましては、75歳以上の人は、現在加入の国民健康保険や被用者保険から移行いたしまして、後期高齢者医療制度に加入をし、医療給付を受けることになります。

3番目の介護保険の福祉用具についての1点目につきましては、昨年11月に県から福祉用具貸与の実態調査の依頼があり、利用制限の特例に該当する者1名について、回答いたしております。意見具申という形では、行っておりません。

2点目から4点目までのご質問につきましては、現段階ではまだ正式な通知を国・県から受けておりませんので、お答えできませんことをご了承いただきたいと存じます。

5点目の利用を制限された人の生活実態の調査につきましては、ケアマネジャーを通じ実態の把握を行う予定であります。

以上、ご質問にお答えいたしました、再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

2番目の70歳以上の医療の問題から入っていきたいと思います。

私がこの質問をしようと思ったのは、年金生活者に対するいろいろな控除があったんですね、高齢者控除。それとかの控除するものが結構あったんですが、それをほぼ半値にしたり、なくしたりしてるわけです。だから税金がかかる分というのは、ふえているわけですよ、もらう金は変わらないのに。そういうふうに税金がかかる部分を拡大をしておいて、課税所得を見ると、あなたの年金は現役の皆さんと同じぐらい負担能力を持っています。だから現役並みの医療費を払ってもらいます、それは3割ですよと、こういうことで3割負担ができたわけでしょう。

2番目に書いてあるのが、課税所得が超えてもお2人の年収、所得でしたかね、もらう金が520万円以内なら一般並みですよと、こういうことなんですよ。一般並みというのは1割負担でいいわけでしょう。こういう格好になってきて、なおかつ申請をしなければ、あなたの3割負担は1割になりませんか、こういう申請制度なんですよ。ですから、知らなきゃ損をするというよう

な出し方なんですよ。それを、そんなやり方じゃひどいじゃないかと、じゃあ市はどういうふうに周知したのという話をお聞きしたわけです。

答えは、全員がちゃんと申請できるような対策をとられたようでありますから、それについては非常に評価をしたいと思います。したがって、2回目の質問はありません。

3番目の福祉用具の問題に入ります。

これはこの前の議会でも取り上げました。貸しはがしじゃないかと、利用したものを取り上げられた、そういう人が結構いる。人数は180人だという話を聞きました。じゃあ糸魚川で種目別といますか、用具の種目別はどうなってるかという話をしたら調べてありませんと、こういうことですので、新聞報道でやるしかないんですが、読売新聞だと27万6,000人の利用者がいたのに、1万4,000人減ったというんですね、物すごい減り方でしょう、これは電動ベットだけです。糸魚川の方を私は聞こうとしたんですが、それはないということですから。これほど全国的に見ても減らさなきゃならない、金がかかってしょうがないから、そういうものをカットしますという意味なんでしょうけども、そういうやり方でやってたのを見直しますという話が出てきたわけですね。

この見直しの報道が出たのが2月20日です。私もたまたま政務調査に出ましたので、そこで新聞を見たんですが、帰ってきて2日後に介護の関係の事業所へ行って、こういう新聞に出たんですが何か情報ありませんかと聞きました。そしたら、もう来てますと。もらった資料が、その当日の課長会議の資料なんですよ。現場の方が、これは大変なことになると。今まで取り上げたものが、また使えるということから、こういう情報は物すごく早く流れたと思うんですね。これファックスですので、出してる日付が2月19日なんです、当日にもう出てるんですね。これくらい早く事業所や関係の人たちが取り組んでいるのに、まだ県から具体的な指示ややり方が来てないと。こういうことですから、私でさえこれ取り寄せられたんですね。市の方も当然そういうことはお調べになったと思うんですが、情報をお持ちですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

2月19日の国レベルでの県の課長会議の資料につきましては、インターネット等で公表されておりますので、会議資料そのものは入手をして、内容は確認をいたしております。ただ、正式に国・県からの通知という形では、まだ入っていないという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

具体的に指導はされていないけれども、情報はご存じなわけですから、この内容についてお聞きしたいと思うんですが、まず、書き方が気に入らないんですが、用具を貸せる、使ってもいいよという人の言い方なんですが、例外給付の対象者というんですね。貸せて、助けてやるよというような気持ちはないんですよ。本来貸せられないのを、貸せるようにしますという言い方なんですね。

まず、こういう使い方が気に入らんということと、それから、この前の見直しのときに、要介護認定データによる判断、こういう言葉が入っているんです。これはこの前、私が聞いてときには、出てこなかったですね。何が基準だと話を聞いたときに、介護度1か2だ、大体調べるとその辺なんだけれども、それでいいのかという話をしたら、いや、もっと違うような話があるようになってきたんですが、このデータはじゃあ出せますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

利用制限するに当たっての何を基準にして使ってよろしいか、あるいは、この方は制限をしなければならないかということについて、介護認定の結果に基づきながら客観的に判断をすることということで、具体的な判断基準を示されております。

詳細になりますが、例えば車いす、あるいはその車いすの附属品であれば、次のいずれかに該当するものということで、介護認定結果について、日常的な歩行が困難なものは使ってもよろしい。そうでないものは認められないということで、それぞれのケースについて詳細な判断基準が示されております。後ほどまた、もしあれでしたら資料の形で差し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

具体的にそういうふうにあるのであれば、今回見直しと言いますか、調査した結果、各県から上がってきた総数ですが2,825件上がってきているんですね。これは相当の数の人のうちのこれだけですから、大したことがないと言えはそういうことになるかもしれませんが、そういう基準をつくりながらも、これだけのまあ言えは苦情ですよね、出てきている。しかも電動ベットが2,500件以上あるわけです。だから電動ベットを使えなくした人が非常に多い、しかも困っている人がいるということが、調査の結果わかったということで書いてあるんですが、非常に回りくどい文書ですが、こういう3つに分類された人たちは、これから借りられますよという書き方なんです。

回りくどいんで私流に翻訳しましたけれども、1番目が、状態の変化が日または時間で大きく変わると。悪いときには用具が必要になる、こういう人はこれから対象になります。2番目は、状態が急に悪くなる見込みがある、こういう人は借りられます。症状が重くなることを避けるために、用具が必要と医学的に判断した場合には借りられますと。この3つに分類されたんですね。こういう人たちは、これから借りられますという話を書いてあって、なおかつ医師の所見に基づき判断されるということ。サービス担当会議を経て、適切なケアマネジメントの結果を踏まえること。市町村長が確認した場合、この3つを全部クリアしなきゃならないのか、1つでもクリアしたらいいのかわかりませんが、こういう形が出てきているんですね。

ということになれば、県の方から指導があろうがなかろうが、これだけの情報を取ったら糸魚川

市の実態は先ほど1人しか調査に答えてないという話ですけれども、糸魚川市で、できるだけこれに当てはまるような範囲で知っておくべきだと思うんです。そういう実態を、県からの調査に答えられるわけですから、当然それに幅があると思うんで、こうなった場合にはこれだけの人が借りられると。4月から実施をすると言っているんですから、出たらすぐその人たちに周知をして、借りられるような手はずをとってやるべきだと思うんですが、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

今お話のありました3ポイントの条件がかなえば、これは3つともということではなくて、いずれかということですが、いずれかに該当すれば見直しされる方向であるということは了解しておりますが、今現在、この見直し案につきましてもパブリックコメントにかけてあるということですので、直ちにこれをもって準備に入るかどうかというのは、考え方にもよるかと思いますが、事例が非常に特殊な状況を列挙してるわけでご覧になって、ケアマネジャーが個々の担当ケースについては、身体状況を把握しながら月に1回のプランをつくっておるわけでありまして、これが該当するとなれば、その方々への対応はそう困難ではないというふうには思っております。

ただ、今この時点で、この3つの該当者がどれだけおるかとか、すぐ対応できるようにというお話ではございますが、若干そこまでは、今考えておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

これも情報に載っているんですが、パブリックコメントというのは、2月中に行うということになっていきますね、2月中に終わるはずなんですよ。3月中には通知をすると、こういう予定になっているんですよね。であれば、もうそろそろ来てないとおかしいんですよね。何か恩恵的にやっているんで、お前たちは待っていると、こんな感じを受けてしょうがないんで、こういう問題が出てきて、使えますよということになったら、ぜひできるだけ早く使えるようにしてやってほしいと、こういうことを要望しておきます。

高波の方に入ります。

いろいろ防災については周知を十分なさっているようですから、その問題は避けませんが、まず、2つの低気圧が一緒になって、非常に大きな低気圧に発展して高波が来た。これはこの前の10号のときも同じだということです。被害も範囲はどうなんかちょっとわかりませんが、押上に関してはあの階段の壊れ方は、前回よりもひどいですよね。ですから、ああいう気象状況が昔は50年に1度ぐらいでした。台湾坊主と言われて、横町にあった市営住宅が流れた。それから相当たってから、ああいう波が来たわけですね。ところが、この4年ばかりの間に2回来てるわけでしょう。そういう気象状況に変わったと、世界的にも変わっているんだからというふうに見るのか、たまたまそういうのが2つ続けて来てだけで、しかも港も整備をされたんでとっても伸びた。だから、たまたまああいうのが来るじゃないかというふうに見えるのか。そういう海の現象を、ど

ういうふうにとらえるかというのを考えたことはございますか。これはどなたですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

海の気象状況でございます。専門ではございませんが、たまたま先般、新潟気象台長さんから当消防本部へおこしいただく機会がございましたので、あわせた中でそういうお話等も伺わせてもらったわけでございます。

海に限らずでございますが、昨今の気象状況の変化等々よく地球温暖化の兼ね合いが出されるわけでございますが、詳細に言うと、まだはっきり原因はつかめないということでございます。

といいますのは、かねてから言われてました何十年確率というものが、だんだん確かに近時においては、その確率年数が狭まっておることは事実だけでも、一概にそれがすべて地球温暖化どうのこうのというところまでは、まだ結びつくところまでは検証は、受けてないということのお話も雑談の中で伺ったところでございます。

先般の1月7日の高波につきましても、日本海特有の冬型の低気圧が合体の中での災害であったということで、被災された方については非常にお気の毒なわけでございますが、特段特異的なものでは、それほどないというものであること。よって、それらを踏まえた中で防災に努めようと、このようなご指導をいただいているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

京都大学の防災研究所というところがありまして、その研究所が上越の大潟というところに、波浪観測所があるんです。ここが平成17年12月に上越市と一緒にあって、「大潟海岸に学ぶ」という研究発表をやっているんです。

人を介して、この資料をいただいてきたんですけど、中身は非常に専門用語と英語で書いてあったり、専門のマークがついていますので読み解けないんですが、1つだけ、直江津港の航空写真があって、それで波の流れと砂がどういうふうになるかというような研究発表があるんです。その航空写真を見たときに、ああ、姫川港に似てるなと思ったんですね。そこのところだけ何とか調べてみたいなと思って見たんですが、まず、姫川港の突堤を直江津港のあの長い突堤、長さは違いますが、というふうに見比べてやると、まず、突堤にぶつかる波の話もあるんですが、これを越えた場合に、越えたといっても越波じゃなくて、迂回すると言いますか、先を通った波は海岸に来るけれども、この海岸に来た波というのは、東から西に沿岸に伝って流れる、そういう流れをつくるんだそうですね。

これを考えてみたら、糸魚川でも同じじゃないかと。たまたま6万立米の砂礫と言うんですか、あれを押し海岸に入れたら、3年たっているんですが、あれが流れて寺町の方に渚をつくっているんですよ。今回の大きな波でも100メートル伸びたんですね、大町側へ、ですからそういう流れがあると。その流れと大きな波が一緒になって、あのとてつもない大きな、何トンもするような

セメントのかたまりを浮かせて、100メートルぐらい動かしたわけでしょう。こういう可能性があるんじゃないか。だから気象状況がああいう格好で出てくる、頻繁になる。だとしたら、海というのはどうなっているのかというやつを、研究する必要があるんじゃないかと。

たまたま京都大学の研究所が近くにあるわけですから、そういうところと相談をしながら、県か国にお願いしなきゃならんと思うんですが、そういう研究をするお考えはありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺建設産業部長。〔建設産業部長 渡辺和夫君登壇〕

建設産業部長（渡辺和夫君）

以前から大湊海岸で、京大がそういう試験をしているということは、私は個人的には承知をしております。浜というのは、今、猪又議員からお話がありましたように、突堤が出る影響等も、私は地域的には漁師さんあたり、あるいは地域の浜に近い人たちから、昔と比べての状況をよくお聞きしているところであります。

風が強い、あるいは波が強くあってもそのときは被災しなくて、その後の弱い波で被災を受けるというような現地の状況もあるわけでございますけれども、今お尋ねのような調査、試験的な予算というものは、今持ち合わせ、見合わせてはおりませんけれども、また非常に貴重なご意見というふうにとらえて、部・課をあげて金をかけなくてもそういった分野へ出向いて、研究するということは非常にいいことだというふうに受けとめて、お聞きしとるわけでございますけれども、研究させていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

ぜひ研究をしていただきたいし、高波が、あれだけの力を持っている波があるというのが不思議ではないんですが、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

たまたまそのときに突堤の話で出てきてたんですが、ちょっと余談になります。須沢に着く砂というのは、それも大体似ているんですね。姫川から出た土砂が姫川港に堆積する、季節風で大きな波が来ると攪拌されて漂砂と言うんですが、漂う砂になるんだそうです。それが大きな波が来て、あの突堤にぶつかって反射波を起こす。そうすると大体、川の東岸の方に砂が流れるんですね。それが直江津港の場合も同じようなことが書いてありますので、それからいうと全くあの突堤の影響というのは、同じじゃないかなと思ってましたんで、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

それで、今度はあれを直す、復旧の方に話を向けたいと思うんですが、押上の浜に7万立米の砂礫を入れるという話を聞いています。あの突堤の調査が先にあるんでしょう。調査をしながら、その砂を入れることが可能なんじゃないかな。この辺をちょっとお聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

地域整備部の計画でございますが、今回の海岸線一体の被災の状況を、既に一部発注したそうでございますが、調査をし、波の影響で被災したわけでございますが、その波のどういう部分が特に影響したのか、その辺の解析を含めて調査をすると。その調査の結果を見て、今の姫川港の砂礫の話についても、どの場所にどのように入れていくかということで、調査結果によって計画をしたいということで確認しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

そうすると、これはどっちが先と見るのかわかりませんが、砂を入れる方がちょっとずれる場合があると、こういうことですね。そういうふうに理解します。

それではもう1つ、これは災害復旧の話をしてながらおかしいんですが、水面下4メートルか5メートルが人工リーフの頂上ですね。あれをもう少し嵩上げて、漁船が運航するのに支障のない程度なんですが嵩上げをして、もっと波がこっちへ来ないような方法が考えられないかと。そうすることによって砂も入れる、波が来なくなる、バイパスの横にあるテトラポットは撤去できる、浜ができる、こういう空想をしているんですが、そっちの方に向いていくお考えはあるかどうか、お聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

糸魚川海岸の人工リーフにつきましては、水深4メートルの位置に設置をしてあるわけございまして、猪又議員おっしゃるように高く上げれないかというお話でございますが、実は親不知海岸の方が高く上がっておりまして、親不知海岸の方も今回被災を受けたと。どうも波がそのまま破碎されずに、乗って来たというようなことを聞いておりますので、その辺を含めて今後調査の上、検討をしていくということだと思っておりますが、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

希望的に期待をしておきたいというふうに思います。

それから、押上の階段式の護岸の話になりますが、あそこが壊れたときに見に行ったんですけども、行った日が、たまたま市長が視察した日と同じ日だったらいいんですが、あの中をみますと土台まで崩れているんですね、土台の合わせ目が裂けている。だから土台そのものが動いたという

格好になっている。中にまだ水がたまっている状態で見ました。あそこに来た波が階段式のすき間から中に入って、中の砂を液状化にして土台の下を通過して海の中に出て行った。こういうように考えると、前の方の海の方にあったテトラポットが沈み込んでいるんですね。というのは、そういう現象が起きたんじゃないか。であれば、あの階段式はそのまま残すにしても、すき間をセメントで埋めるような工法ができないのかどうか。上からかぶっても、流れて行く分にはどうっていうことないんですが、15年での災害でも同じことが起きているんですね。それよりひどくなっているわけです。

ですから砂の中を砂が循環したんじゃないかと、こういうふうに考えられるんですが、これは決めるのは県なり国なんでしょうけども、あのすき間を埋める。工事するときに引っかけて運ぶ手がありますので、あれは埋めるわけにはいけないのかもしれないけれども、ああいうものがきちんと埋まっていれば、中へ水が入らなきゃ、こんな災害が起きなかったんじゃないかというように思うんですが、その辺はどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

市長答弁にもございましたとおり、災害復旧の場合は原形復旧が基本ということですが、同じように被災を受けると国費、税金のむだになりますので、その辺はやはり工夫をする必要があらうかと思っております。

具体的に今、なるべくといいますか、ブロックとブロックの間を埋めるようにという提案でございますが、それを含めて、今後、県で検討いただくことになるかと思いますが、県の方にもその旨、要請をしてみたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

今その階段式護岸というのは、災害の前と同じぐらい砂に埋まっています。まだ立入禁止になっていますけども、あれがあのままの状態で砂がかぶっていて夏になったと、海水浴場として使えないという話では困るんで、中が空洞になっているかどうかはわからないんです。だから危険だから入っちゃだめっていうのは困るんで、海水浴が始まる前までには、何とかそれが使えるような格好にしてもらいたいと思うんですが、この辺はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

1月に被災を受けまして、2月15日にもかなりの波が来ておりまして、またそのときも確認をさせていただいたんですが、逆に砂が前の方についているというような状況もございまして、波のたびに状況が変わるといこともございますので、ある程度落ちついたら県で調査をして、当然、あの危険なところへは安全の確認が必要でございますので、立入禁止ということになるかと思いますが、安全が確認できる部分については、何とか海水浴が利用できる程度であれば利用できるような方法、対策を講じてもらうように、私どももまた要請をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

市長にお願いなんです、50キロに及ぶ海岸線を持つてる市長として、災害の復旧や防災のために、海岸関係で全国の組織がありますよね。そのところの全国の理事になるように努力をしていただきたいと思います。

前に議会でもしゃべったことがあるんですが、大久保市長さんという方がいまして、この人が人工リーフ方式の消波のための工事をやってほしいと。これは全国で初だったのか、初めの方だったのか、ちょっと回数はわからないんですが、非常に早い時期にあの工法を取り組むように理事として意見発表をやっているんですね。その後、今度は木島市長さんのときには同じ理事になられて、人工リーフを継続してほしいと。しかもなくなった砂浜を戻してほしいんだと、こういうのを全国の大会、正式の名前は全国海岸事業促進大会というんですが、ここで意見を述べられて、現地の市長が状況を話をして、中央官僚の心を動かしたと。こういうことで人工リーフというのはできたという話を聞いてますので、ぜひその方向で市長からご努力を願いたいと思うんですが、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

猪又議員ご指摘のとおり、当市は非常に延長の長い海岸線を、合併をして有したわけでございますので、先般の1月7日から8日にかけての越波というのは、非常にまた災害をもたらしたわけでございまして、それについては私といたしましても、その復旧に対しては真摯に努めていかなくちゃいけないと思っておりますし、そのこともありまして、その海岸防災の全国の協議会があるわけでございますが、今議員がご指摘のものと一緒にどうか、私は確認してございませませんが、その会議の理事を努めさせていただいているわけでございまして、そういう機会を見つけながら、また全国に働きかけをしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

ぜひその方向で動いていただくことを祈念をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、猪又議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

55分まで休憩といたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。新生クラブの高澤です。一般質問をさせていただきます。

教育基本法の改正に当たってということで一般質問をさせていただきます。

教育基本法の改正は、昭和22年に制定されてから半世紀以上経過して、現状と合わなくなったものを直すのが目的とされています。科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族のあり方などさまざまな変化に合わなくなってきたことは、私たちも現実の問題として理解できます。私は、この改正は遅きに失したとも思っております。

現状に合わなくなってきた最大のものとして、モラルの低下による教室の崩壊、いじめに関する悲惨な事件、事故、保護者の給食費不払い等々、数え上げればきりがありません。とりわけて学力の低下は、今後の社会形成に最も深刻な現象をあらわすと考えます。

以下、通告書に沿って質問いたしますが、1つお願いがございます。というのは第1回の回答者にお願ひしますが、市長さんでしょうか、なるべくゆっくりとひとつ答弁をお願いをいたしたい。要点筆記をしたいので、よろしくお願ひいたします。

教育基本法の改正に当たって。

昨年12月22日に教育基本法が改正されました。引き続き、ことしに入ってから関連3法の審議がなされ、「ゆとり教育」の見直し、「教室の規律の回復」等々、重要課題が首相に報告されています。

昨今の教育を取り巻く現象として、教室の崩壊やいじめ問題の大々的な報道に隠れ、学力低下問題や真の情操、道徳教育が表面に出ることが少なくなってきました。

改正法の中には、「教育の責任をだれが持つのか」明確にすることも含まれていますし、教育委員会の権限を明確にすることも盛り込まれています。

学力低下、モラルの低下など、教育委員会が抱える難問は山積されています。

改正法により、教育現場がどのように変わるのか。また、どのように変えなければいけないと考えているのか。

糸魚川市教育委員会では、どのような「再生」を目指すのか伺います。

- (1) 見直しされる「ゆとり教育」については、実行段階から賛否両論があり問題の多い制度であったが、振り返ってどのような利点、反省点があるか。
- (2) 小中学校の学習指導要領に「創意工夫を生かし特色のある教育活動を展開する」とあるが、糸魚川市教育委員会が目指した創意工夫と特色とは何だったのか。また、今後の工夫と特色はどんな視点で何を行うのか。
- (3) 今春、国が実施する「全国学力調査」に糸魚川市は参加するのか。参加するとしたら、結果公開の予定はあるか。
- (4) 全国的に広がる学力格差に対する基本的な考え方と、格差是正の方策は。
- (5) 県内でも中高一貫校が設置され、その学力も高い位置づけにあるが、糸魚川市としての対応は。
- (6) 国が提唱する「総掛かりの教育」をどのように受けとめ、どのように実現するのか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

それでは、高澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のゆとり教育についての利点ですが、総合的な学習の時間が創設され、知識、理解だけでなく、思考力、判断力、表現力など、みずから学び、みずから考える力、いわゆる生きる力を身につけることが求められています。このことにより、知識の量だけでなく、問題解決能力や学びへの主体性が育ってきたということが言えるかと思えます。

反省点ではありますが、ゆとり教育には、ゆとりと充実という意味が含まれているわけですが、一般的には時間的なゆとりのみが強調され、内容の充実ということへの意識が弱かったため、じっくり考え、確実に身につけさせることが徹底されにくかったのではないかと考えております。

2点目についてですが、学習指導要領につきましては、直接的には各学校に対して規定しているものでございます。しかしながら、市教育委員会としては、各学校が質の高い教育の実現を目指した、わかる授業づくりへの取り組みを創意工夫ととらえております。

また、ふるさとの自然や文化、伝統、産業に学び、豊かな人間性を育むこと。ふるさとに愛着と誇りを持つ心を養うことを目指した総合的な学習の時間におけるふるさと教育を、特色ある教育活

動としてとらえております。

今後の工夫と特色についてですが、磨き合い、高め合う教員によるわかる授業の実現と、ふるさと教育をさらに一層推進してまいります。

3点目の全国学力調査についてですが、糸魚川市は4月に実施する学力調査に取り組むことにいたしております。

結果につきましては、学校別のデータは公表はいたしません、市全体の集約データを公表する方向で検討しております。

4点目の学力格差に対する基本的な考え方ではありますが、知識の記憶量の差、技術の習得の差など、個人による差が現実にはあるととらえております。教育の水準確保について、義務教育の責務として取り組んでいくべき重要な課題であると認識をいたしております。

教育委員会といたしましても各学校と協力して、全国標準学力テストや全国学力調査、及び全県学力調査等の結果を分析し、個々の具体策を立て指導の改善を図るとともに、関心、意欲、態度などを含めた、総合的な学力の向上を目指してまいりますことしております。

5点目の中高一貫校でございますけれども、県内に設置され、その学力が高い位置にあると言われているわけでございますが、糸魚川市の教育の対応としましては、学力の向上だけでなく、一人ひとりの個性、可能性を最大限に伸ばし、知・徳・体のバランスの取れた、心豊かでたくましい子供の育成に力を注いでまいりますのが妥当かと考えております。

6点目の総掛かりの教育についてですが、再生会議の中で提言されているわけですが、本市としましては、家庭や地域との連携を一層強化し、一体となって子供の健全育成に努めることと受けとめております。

そのためには学校評価をさらに進め、その公表等を通じて学校の方針や児童生徒の実態を保護者や地域に十分理解してもらい、その信頼と協力を得ることが重要なことと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、担当課長からの答弁もありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

それでは再質問をお願いいたします。

まず、1点目のゆとり教育の方からですが、ゆとり教育については授業時間の3割削減とか、あるいは土曜日を休日にするとかということで、最初から大変ないろんな意見があったわけですが、社会一般でゆとり教育を批判、批評、あるいは意見を言っているものが大変多く出ておるんですが、社会一般の社会的評価というものを、どのようにとらえておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

議員がおっしゃいますように、ただいま確かに一般的社会の中で、ゆとり教育に対する批判とい

うのもあるかと思います。ゆとり教育そのものは、昨今いきなりあらわれたわけではなくて、ゆとりと、それと適切な言葉かどうかあれなんですけれども、いわゆる詰め込み教育、それがある程度、一定期間の中で繰り返し行われて、それが振幅となってあらわれているわけです。

そういった中で、現在のゆとり教育そのものも学校が週5日制に実施されたときに、その5日制になるときに授業時数が減ったにもかかわらず、その教える教科内容そのものに変更がなされなかったということで、非常に過密な内容になってきているということから、その見直しとして先般の指導要領の改正のときに、その教科内容の削減ということが行われたわけで、その反動としまして、今、学力の低下というようなことも言われるわけでありまして。そういったことで、社会的な中で、将来に対する日本の国家について果たして大丈夫なのかというような観点から、その批判が行われているところでありまして、今回その辺のところは教育基本法の改正、あるいはまたこの後で、今、中央教育審議会が審議がなされておりますけれども、その結果等が、今度は3法の改正等の中であらわれてくるものと、このように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

今、教育長が言われるように、ゆとり教育は平成元年、あるいは平成11年の学習指導要領の改正から始まったというふうに大体言われておるんですが、非常に社会ではゆとり教育に対する厳しい批判というのがあるわけで、ゆとり教育を改正する、なくするというところに賛成という意見が、70%あると言われているんですよ。

そういう中で、そういう認識があれば、今の私の一般質問でどういう利点、どういう反省点というものがあつたんですが、そのゆとり教育の方法が徹底されていなかったとか、そういう反省点でしたよね。あるいは、いろんなゆとりの中の総合的な学習の中で、みずから学ぶ心が育ってきたかということなんです、私の言うその反省点というのは、そういう厳しい見方をして、現場でどのような反省点があるのかということなんです。現場では、この教育でいいと思っていたのかどうか、そこら辺はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えいたします。

改訂されて総合的な学習の時間が創設されました。これについては、各学校の創意工夫というところに負うところが多かったために、具体的に国・県として、こういう形でやりなさいということはなかったと思うんです。したがって、その学校の特色を各学校がつかみ、それぞれが十分に検討して授業を進めたわけです。したがって、少々そこら辺に迷いがあり、やっていることが本当にうまくいっているのかと、そういう不安は現場にはあつたかと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

多分、全国の学校でも、そういう迷いというのはあったと思います。ただ、そういう迷いがあって、平成元年からですから、もう18年やっとなるわけですよ。あるいは平成11年としたって、もう8年もやってるわけです。そういうものの反省をしっかりとつかんで、今後どうするのか、そういうところにやはり生かしていかなきゃいけないというふうに思うんですが、多分このゆとり教育というのは、大幅に改正されるかなくなるというふうに思いますが、今後それではこの教育でよくなかったところを反省して、どういう分野でどのように生かしていくのかと。そこら辺の分析というのは、このゆとり教育という部分に関してできておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えいたします。

平成15年12月に、学習指導要領の一部が改訂されまして、発展的な学習及び補充的な学習を行ってもよいと、そういうふうな状況がございます。したがって、学習指導要領は最低基準であると。つまり、その基準を満たしたものは、新たに発展的な学習も進んでもいいですよ、そのような示しがございます。したがって、その意向を踏まえまして、各学校ではそれを進めていただきたいと、こう思います。

また、総合的な学習の中で課題を見つけると。見つけた後、子供任せではなく、その支援が十分になされなかったのかなというふうなことがございますので、その支援のあり方、一人ひとりの課題の向き合い方について今後取り組んでいかなきゃならないと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

今課長の方から、学習指導要領の話も出てきましたので、この2番の方も含めていきたいと思いますが、そのゆとり教育を進めているときに、学習指導要領というものの考え方が一部には、これ以上教えてはいけない、このとおりやるんだというふうな考え方があったと思うんですよ、かつては。学習指導要領は到達目標ということで、これだけやればいいんだというふうな考え方があったと思うんですが、そこら辺の考え方というのは、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

戦後に学習指導要領が試案と示されたときには、法的拘束力については結構弱かったんですが、だんだんと教育の機会均等、教育の水準確保におきまして、全国的に基準というものが必要じゃないかということで、1つ前は基準であったんですが、今は最低基準ということで、すべての子供た

ちに基礎学力、基礎・基本をしっかりつけていただきたいというような解釈をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

課長は今平成15年と言いましたが、14年からこれは始まったことで、学習指導要領は、要するに子供の水準を保つための最低基準だというふうに言われたわけですね。結局、それが最低基準と言われたって、それがもう平成15年から始まっているわけですが、その中から最低基準ということで、じゃあそれをクリアして、その上どうするのか。

そこで私のこの2番目の質問になるんですが、そこで指導要領にも書いてあるように、創意工夫をもって、特色のある教育をなささいということになっとるわけでしょう。その特色というのが今の答弁では、わかる教育というのが創意工夫であって、ふるさと教育というのが特色であるというふうな答弁だったんですが、学校の授業でわかる教育をするのは、私は当たり前だと思いますよ。これ創意工夫だなんて言っとられますか、これ。それと、ふるさと教育というのは、特色でも何でない、全国どこでもやってることです。そういう感覚でいくと、創意工夫というのは、もっとほかになきゃならんんじゃないかと私は思うんですが、どう感じますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

確かに教職員の最大の使命は、一人ひとりの子供の可能性を伸ばす。そのためには、その子はどこまで伸びていくのかということをしっかりとかまないと、うまくいかない、それがわかる授業につながる。わかれば子供は喜ぶし、さらに学習意欲は高まっていくと。そういう意味合いがそこにございます。我々がやらねばならんことを、最低はしっかりやりましょう。

それが今度はふるさと学習というのは、総合的な学習の時間でございます。あれは横断的な学習と言われておりまして、国語、社会、理科とか横断的につながって、知のネットワークと言われておりますけども、そこで生きて働く力になるということでありまして。

なお、ふるさと学習につきましては、旧糸魚川市、青海町、能生町でも、一生懸命取り組んだ歴史がございます。それらの資産を大事にしながらつないでいくことが、やはりこれは特色ではないかなと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

私は今、課長の言われる特色、あるいは創意工夫というものについては、まだまだ納得できないんですが、そうすればわかる授業をやってきて、結果はどうなったんですか。子供たちの結果は、わかる授業をやってきて、結果はどうなったか。

今課長の言われることを聞いていますと、まずそこまでいかなきゃいけないんだというふうな、

先ほどの学習指導要領の最低基準というふうなニュアンスで私はとったんですが、そのわかる授業というものを目指して行って、子供たちは今どういうレベルにあるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

最低基準について少々説明が不足いたしました。最低基準というのは、よりわかる子はもっと勉強してよろしいですよという意味合いが強いわけなんですね。したがって今の教科書には、発展的な課題が多く盛り込まれております。そういう意味で、最低基準をとらえていただければと思います。

結果は、個々にはやっぱり差がございます。しかし社会科というか、そういう分野については、ふるさと学習の積極的な取り組みがあったがゆえに成果が出ているのかなと、こうとらえております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

成果が出ているのかなととらえていると言っていますが、それは狭い意味で、学校の中で、あるいは糸魚川市の中で、こうなってきたということでしょう。全県的に、全国的に見て、糸魚川市はわかる授業を心がけてきた。そういう広い対象でどうだということですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

1つの指標でございますが、全県学力テストの結果等を見ますれば、県が上回っている教科が多いということが言えるかと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

私は特色という部分については、このふるさと教育というのは特色というふうには見れないだろうと思いますね。特色のある教育というのは日本全国で、もうかなりの学校がいろんな方法でやっていますよ。結果、学力が物すごく伸びたり、そういう結果を出してる学校もあるんですよ。私はそういうのが特色だと思うんですよ。

わかる授業、教育をしたり、ふるさと教育をしたりというのは、それはもちろん大事なことです。大事なことなんです。それは創意工夫だとか、特色だとかということには、結びつかないような気がするんですが、全国的に見て、そういうものが本当の創意工夫であったり、特色だというふうには本当に感じておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、やはりこの地域はふるさとを大事にする地域でございます。その中で子供が非常に健全に育っていると、私はこう思うわけです。

ふるさと糸魚川という学習で教職員が集って、その発表会をやったこともございます。現在は子供サミットと銘打ちまして、お互いの総合で学んでものを交流し合い、切磋琢磨しながら伸びようとしているその姿が、やはり特色ではないかなと、こう思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

それはそういうふうに私も聞いておきますが、先ほど教育長の答弁の中に、ゆとり教育というものの相対的な反対側の方に、詰め込み教育というふうな言葉があったと思うんですが、小学校、中学校の段階の義務教育の段階の詰め込み教育というのは、どういう定義で詰め込み教育ということなんですか。知らないもの、わからないものを、どんどん教えていかなきゃいけないのが、やはり義務教育の段階だと思うんですが、その段階で詰め込み教育というものは、どういう定義で出てくる言葉なのか、そこら辺をちょっと教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

先ほどの答弁の中でも、ちょっと適切な言葉ではないかもしれないということで申し上げさせていただきましたけれども、一定の時間の中で、より多くの知識を習得させようとするがために、一人ひとりに対してその知識が確実に身につけているかどうか、そのことのはっきりとした確証ができないままに、次の授業へ進んでいってしまうといった、そういった現象をとらえて申し上げたものであります。無理やり暴力的に詰め込むとか、そういったニュアンスではございませんので、お願いをしたいと思います。

そういった非常に多くの知識を画一的に、すべての児童生徒に教え込もうとしたところに、結局、それがなかなか習得しきれない子供たちは、授業そのものがだんだん嫌いになると言いますか、授業から気持ちが離れていってしまうと。そうすると主体的に学習するという、そういう意欲がなかなか養われてこなかったという結果、そういったことに対する反省として、その授業内容の厳選が行われ、教える知識の量を見直そうと。そういったことで、今のゆとりという現象が出てきたのではないかなと、こんなふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

ゆとり、あるいは詰め込みというふうな言葉で、簡単にあらわされるようなものではないというふうにも思います。やはり子供は、いわば真っ白で来るわけですから、どんどんどんどんいい色をつけていってやらないといかん。今、そういう作業が少し足りなかったのではないかとということで、ゆとり教育というものが見直される、あるいは廃止されるというところまできとるわけですね。一部では、これは「ゆとり」じゃなくて、「ゆるみ」教育だというふうなことも言われておるわけで、ぜひ今後は子供たちに十分な知識を与えてやっていただきたいと、私は思います。

3番を抜かして4番の方へ行きたいと思いますが、今、学力格差というのが、大変大きな問題になってきとるわけですね。学力格差、それをどうすればいいのか。いわゆる、どうしてその格差が出てくるのか、これは広い意味でですよ、糸魚川市内のことじゃないんですよ。都市部の子供がどんどんどんどんふえていく、学校を増設しなきゃいけないというふうな子供の数が多いところの都市部で、今、5人に1人は中学校からもう受験して入っているんですよ、5人に1人ですよ。新潟県の全部の子供の数の何倍とおるところで、5人に1人がもう中学校を受験して行く。そのころから非常に勉強して、やっぱり何十倍という倍率ですからね。

そうすると、ことしも糸魚川高校は定員割れの状況なんです、都市部の非常に競争率の高いところのトップのレベルと、我々この田舎の方の最下位のレベルの教育の格差、実力の格差というのは物すごくあると思うんですが、新潟県はその教育の今言った幅の中のどこら辺にあって、糸魚川市はじゃあどこら辺にあって、どういう努力をしなきゃいけないか。そういうふうな考え方のもとに、教育委員会ではどういう対策が必要だと思っておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

ただいま高澤議員さんがおっしゃる学力格差というのは、教科における知識、理解というふうにとらえさせていただきますと、その面については、今後行われる全国学力調査、及び糸魚川市独自で行います全国標準学力検査、そして全県学力調査のものを分析して、どこに課題があるのか、その課題を解決するためには教職員、それから児童生徒に、どのような具体的な指導がいいのか、その分析が重要かと思えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

今現実に、日本の中ではそういう現象が起きている。今課長の答弁では、この4月に行われる学力調査をもとにして、分析してというふうなことを言っておりますが、非常に生ぬるいやり方だと思いますよ。全国の学力テストというのは、かつてからやってきとったでしょう。その分析は、じゃあどうなっているんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

今まで全国標準学力検査につきましては、1市2町の統合により2種類の学力検査がございました。したがって、市として統一はなかなか難しかったので、来年度からはそれを統一して、それぞれの具体的な分析に入りたいと、こう思っています。

もう1つの全県学力調査を県が実施しておるわけなんですけど、これについては分析をして、それに応じたステップアップ研修というのを、昨年度から実施しております。そのような対応をとっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

私は2年前に、1回この教育問題でやったときに、そのテストはやってるところと、やってないところと、合併したからね。けども、やってるところを参考にして、きちんと分析しますという答弁がきとる。その結果どうなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

総合計画にも目標設定をさせていただいたものは、その一部データを利用させていただいたものでございます。小学校55ですか、中学校は50の偏差値でございますが、それを上げていくということで設定をさせとる、そういうふうにご利用しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

この格差是正というのは、本当に真剣に取り組んでもらわんならん。子供は今大変な競争社会におるんですよ。これは間違いのないことなんです。年をとるごとに、厳しい社会に入っていかならん。もう中学校から受験している子供もいる、これも1つの競争ですわね。高校、大学とあって、社会に出れば市場主義ですべて競争ですよ。そういうものの中に入っていって、何が役に立つかと言うと、やはり義務教育の間の基礎学力ですよ。人生の基礎ですよ、それは。その学力に差があったらとんでもない話だ。

それで先ほどの3番の方の全国学力調査にいきますが、教育長の答弁では、全国学力調査には参加するが、学校別の成績は発表しないという答弁だったと思うんですが、私は学校別の成績はやっぱり発表すべき、公表するべきだと思いますが、そこら辺はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

糸魚川市には小規模校がたくさんございます。学校別に公表した場合に、個人が特定される恐れもございますので、それは控えていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

個人が特定されるような学校を公表せえと言うんじゃないんですよ。そういうところは公表しなくてもいい。だけでも小学校が18校あるんでしょう、全部そういう学校じゃないでしょう。公表した方がいいと思いますが、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

各学校の成績につきましては、各学校がすべて知ってるわけなんですけれども、特定の学校等を公表することによって、ひとつの競争ですかね、比較してしまうということで、競争を煽ってしまうくらいがあります。その辺は、慎重に対応していかなくてはならないのではないかなと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

課長の考え方は、ちょっと遅いんじゃないか。今、国で教育改革をしとるというのは、競争意識を高める、競争していく環境づくりが必要と言っとるんですよ、国が。それに対して競争がよくなまいという言い方は、ちょっとおかしいんでないですか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

教育の中には公平な競争というか、そういうのは必要かと思いますが、過度の競争、詳しい説明ですね、誤解を受けるような競争もございます。その辺はやはり慎重な対応が必要かなと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

もちろん学校でやることについては、何事においても慎重な態度というのは必要だと思いますよ。

ただ、国もこれからは競争する環境づくりが必要だと、そういう方向で教育改革を進めていこうとしとるんだ。それが過度な競争という言い方ではなくて、競争することによって目的を達成する。そういう喜びを、やはり子供にも味わわせんならんとということで、競争していく環境づくりが必要だと、これは文部大臣が言っとるんですよ。それで先ほどなんですが、各校の成績は公表すべきだと思いますが、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

競争とはいきませんが、学校評価の公表について各校が中学校単位で、支援本部の中でお互いに話し合ったり協議したりします。そこが非常に切磋琢磨の形になり、よい方向に動いているんじゃないかなと思います。

12番（高澤 公君）

公表と言っとるんだ。

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

大変失礼しました。

公表については、やはりもう少し慎重に考えさせていただきたいと、こう思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

これは来年の4月にやる学力調査ばかりでなくて、今までも学力調査というのは全国的にもやってきたわけなんです、全国規模の学力調査も。それで公表しないのは違法だということで、大阪地裁で去年の8月に判決が下っとるんですよ。私が公表してと言ったときに公表しないのは、違法だということになっとる。公表しないというのは、大体非常に消極的な態度なんです。それは子供の教育に影響があることよりも、学校評価、先生方の評価に結びつくんで、やらないという意味合いの方が多いいんじゃないですか。競争する環境をつくらなきゃいけないという、国が進めている。それで裁判でも、公表しないことは違法だという判決をもらっている。その中で公表をまだしないということは、どういうことなんですか。

これは教育課長じゃなくて、教育長にお答えいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

今回、4月に実施されます全国一斉学力テスト、あるいは全県学力テスト。そういったものの結果について、私どもといたしましては、基本的に一人ひとりの子供の達成度、習熟度、そういったものを、まず客観的に確認をする。そしてその結果をもって、一人ひとりの児童生徒の習熟度を上げていく、その大切な基礎材料とするという観点で、このテストを実施させていただきたいと思っ

ております。したがって、本市全体の傾向としてのそういう結果については、公表は当然させていただきます。ただ、しかしその各学校のそういった結果を一律に教育委員会が公表するということになりますと、これはおのずと各学校の序列化。確かに議員がおっしゃるように、競争力、競争という観点で、そういった観点から見ると非常に適切な見方だと思うんですけども、私どもは各学校をその結果によって競争させるのではなくて、あくまでもこのテストの結果を、児童生徒一人ひとりの習熟度を高めていくための、その判断の基礎材料としてもらうということで、そのところにこのテストの主眼を置いておりますので、各学校を羅列的に一覧公表というようなことは、これは考えておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

私は公表することによって、その学校に通う子供たちがどうのこうのというんじゃないんです。指導する先生方が評価を受ける場所だと思うんですよ、これは。先生方の評価というのは、どこで受けられるんですか。

先ほど私の冒頭の質問にもありましたように、教育の責任というのはだれがとるんだ。そういうところに入っていけば、学校評価という部分ではきちんと受けられるものではないかと思うんですよ。ぜひ、そういうふうに努力してもらいたいと思います。

市長にちょっとお伺いしますが、全国の自治体の首長さんでかなりの首長さんが、自分の自治体内の学校の水準を把握し施策に反映させる。そのためには学校ごとの成績を、公開する必要があると言ってる市長がかなりおるんです。市長はどう考えますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

いろんな考え方があるわけですが、私といたしましては、今どのようにこれを扱っていくかというのは、非常に検討しなくちゃいけないなと思っております。

確かに当系魚川市につきましては小規模校から大規模校、そういう中で、その辺の公表の仕方というものはあるだろうと思いますし、そういったところをまた教育委員会と、ちょっと協議をしていきたいなと思っております。

確かに、この系魚川市の次世代を担う子供たちの教育であるわけでありまして、また、ここを離れて日本全国、または世界の中で活躍する、その次世代の子供たちでありますので、やはりそのふるさととの教育というものも非常に重要であるわけですが、そういった全国レベル、世界レベルという部分もあるわけですので、そういったことを考えますと、やはり教育の大切さというのも考えるわけでありまして、しかし子供たちの人権という部分も1つは頭に置きながら、その辺をとらえていきたいなと思うわけでありまして、その辺を教育委員会と少し協議をしていきたいなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

今、市長はいみじくも言われましたが、これからの子供たちは、全世界を相手にしていかなきゃいけない子供たちになっていくわけで、ぜひよろしく検討をお願いして、いい方向にいくようにしていただきたいと思います。

中高一貫校というのは、どういうところから出てきた制度というか、現象だと思っておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

中高一貫教育につきましては新潟県は6校、今設置されました。この目的と言いますのは、一人ひとりの目的意識を明確にして、個性を伸ばすということでございます。6年間のゆとりの中でというふうに、県の方からのお話を聞いております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

非常に玉虫色の優等生的な答えですね。そういう答えしかできないのかと思うぐらい、本当に。中高一貫校というのは、私立学校が成績を伸ばすためにつくった方法なんですよ、これは。一番最初は私立なんですよ。私立というのはもちろん競争の社会ですから、あそこの学校に負けられないということでやったのが最初なんだ。だから、これをうまくやっていると、物すごく学力が伸びるんですわ。だから柏崎の一貫校も、県内ではもうトップクラスになっている。

それでさきの議会で、畑野議員の中高一貫校の影響についてはどうだという質問に、教育長は、こっちの方としてはそう重要視してないというふうな答弁だったと思うんですが、今、全県1校区になって、中高一貫校ができていって、すぐ近くにも今度できますよね、通学範囲になるわけ。そういうところで、どういう影響があるか、再度お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

先般の畑野議員のご質問にもお答えさせていただきましたけれども、市内の児童生徒はそれだけさまざまな、自分の保護者とともに、将来の進路の選択の幅がそこで広がったということで、それぞれの個性に応じた、自分の教育システムの中へ入っていくことができるという、そういう選択肢が広がったものというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

子供の選択肢がふえたというのは、それは当たり前の話です。その結果、どういう影響があるんだということを尋ねとるんですよ。子供の選択肢がふえましたか、減りましたかという質問じゃない。そこら辺、もう1回答えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

当市内から、それぞれの道を選択した児童生徒につきましては、それぞれの学校の方針に基づいて、それぞれの個々の能力を適正に伸ばしていただけるものと確信をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

これはやはり真剣に対応していかないと、学力格差というものはますます広がっていく。本当に真剣に対応してもらいたいと思いますね。

それで最後の質問ですが、今までの教育のあり方が少し間違っていた。それで今度は国民総掛かりの教育にしなきゃいけないということで出てきましたが、最初の質問の答弁の中で、家庭や地域と連携をとるというふうな話がありました。この家庭や地域と連携をとるなんていうのは、新しい教育になってから言われてることなんですよ。これはもう化石みたいな言葉ですわ。いつでも言われる言葉で、それで実行がない、ほとんど死語みたいなもんですね。

時間もありませんからあれですが、国が今新しい制度を、平成19年度からやる予定にしております。放課後子供教室推進事業ということなんですが、それについての取り組みを伺いたと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えいたします。

今まで子供の居場所と言いますか、放課後の居場所ということで、厚生労働省サイドで放課後子供クラブというものがございました。これにあわせて、そこに学びの要素等を加えた組織として、放課後子供教室と、似たような名前ですが、これが文部科学省の方で新たな事業として取り組むということになっております。

しかし、残念ながらその全容というのが、今この現在でも文部科学省の方と県とやりとりをしますが、明確なものは出ておりません。私どもとしても、今取り組めるところということで、1カ所手を挙げております。それについて県が義務つけ足しということがあるものですから、まだ確実にやれるという方向にはなっておりませんが、これについては手を挙げてやってまいりたいという方向であります。

ただ、これは予算審議の方とかかわってくるのかもしれませんが、制度の成り立ちとしては、審議会をつくって、その中で計画をつくって実行していくと。国へ計画が上がっていくのが、5月末であるということでありますので、予算的には審議会費用等を計上しているのみであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

これは小学校のみなんですよね。全国で約2万3,000ある小学校の中で、もう既に1万校は手を挙げて19年度から実施するというような方向で動いとるんです。糸魚川は、どうして19年度からできないんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えいたします。

当初、全国には2万校を超える小学校があるわけですが、そういう形で全部一律にやりたいと、報道等でもそういうことがございました。国の査定の中で、これが半減の1万校ということで認められたというふうに聞いております。

また、新潟県の場合におきましても財政的なこともありまして、かなり絞られた形で今きておるということで、手を挙げた市町村についてもかなり今絞られておりまして、大体1カ所当たり180万円というところまで、今絞り込みがされているという現況であります。

したがって、糸魚川市においても全くやらないということではなくて、すぐできる環境にあるところについて1カ所、まず取り組みをやってみたいという状況であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

その取り組みの1カ所というのが、そうすると早くても平成20年ということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

失礼いたしました。

すぐ19年度から取り組みをさせていただきたいということで、19年度の予算の中に審議会の費用等を今計上させていただいておる。計画書が出ていくのが19年5月末ということになりますので、補正のタイミングとしたら、それ以降の予算をいただいた後、動き出すと。これは決定をいただいたという前提での話でございますが、19年度から取り組みをさせていただきたいということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

19年度から取り組んでいただくというのは大変結構なんです、1校というのがちょっと寂しいですね。これは全小学校対象です、最大400万円ぐらいの予算になるんじゃないかと思うんですが。これは今、生涯学習課長が答えられておりますが、山岸課長のところで担当するんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

お答えをいたします。

まず、大きな傘の中に放課後子供プランと言う国の制度になりました。今まで放課後子供クラブというものが厚生労働省サイドにあったわけですが、これに加えて、今まで従前も実は文科省の中では、似たようなものもあったんですが、新たに放課後子供教室というものを並列的に並べまして、その取り扱いを教育委員会がするということになっておりますので、私のところと言いますか、教育委員会のところでその両者をまとめて、コーディネーターをつけて調整を図りながらやっていくという、大きな傘の上の子供プランの事業ということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

誤解のないようにお願いしますが、山岸課長でだめだと言ったんじゃないんですよ、担当がそこですかと。

これはその大きな目的の1つとして、家庭の経済力などにかかわらず、学ぶ意欲のある子供たちに学習機会を提供する取り組みということになると。これは先ほど言った格差にもつながってくるんですが、今、塾へ行ってる子供は大変多いですね。要するに塾へやれる経済力ということになるんです。これは要するに家庭の経済力などにかかわらず、学ぶ意欲のある子供たちを、ここで拾っていきこうということなんです。いろいろあるんですが、大きな目的はそこなんです。

それでやはりしっかりとした体制をつくってもらいたいと思うんですが、それを指導していただく人たちは、どういう人たちを考えていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

放課後子供教室の組み立てということになりますが、先ほどはコーディネーターということで、子供プランの方とのかかわりについてお話をさせていただきましたが、そこで預かるということが

あるものですから、安全管理員というものを配置することが必要になっております。そのほかに学習アドバイザーの配置ということが、これが義務づけであります。この学習アドバイザーの条件といたしましては、教育課程を学んでいる大学生、あるいは教員としてその職を退いたOBの方、こういった方が条件になっておりまして、私どももそういう形でお願いをしたいというふうに今考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

ぜひこういう新事業を通して、要するに格差のないような教育を目指していただきたいというふうに思います。

それで総掛かりということなんですが、この総掛かりというのは、一教育委員会ということではなくて、きょうここに答弁にいらっしゃる皆さん方、全部が総掛かりでやってもらわんならん、そういうことなんです。それで総掛かりで子供たちを育てていくんですよという意識がなければだめなんで、そういう意識改革というのは、市長、これはどういうふうに進めていかれる予定ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

当然、総掛かりというのは文字のとおり、行政を挙げて支援をまたしていかなくていけないんだろうと思いますし、この総掛かりの中には、やはり市民と言いましょうか、地域も含めていくことも、これは大事だろうなという形でとらえていきたいと思っております。そのようなことで、地域の方々と一体となって、この次世代を担う子供たちに対して、対応していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

もう今や本当に総掛かりで、子供を育てていかなきゃいけない時代になってきたということをしっかりと認識していただいて、意識を変えていただいてやっていただきたい。

それと先ほどの話なんですが、学校の成績を公表するというふうなことで動いていただきたい。競争をあおるということではなくて、競争をすることによって目的を達成した喜びを与えるんだというふうな考え方で、成績公開を進めていっていただきたいと思います。

お願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

以上で、高澤議員の質問が終わりました。

ここで昼食時限のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木勢子です。

最後になりましたが、一般質問通告書に基づき、2項目6点お尋ねいたします。

1、開かれた市政への広報情報発信についてお尋ねいたします。

市情報基盤整備事業が保留の中で、広報紙やおしらせばんは、市民に平等に発信させる重要なものであり、近年、パソコンの普及によりホームページなども活用されております。

そこで次の点についてお尋ねいたします。

(1) これらは開かれた市政への入り口ともなり、高齢者や子供にもわかりやすく、見やすい内容に作成することは言うまでもありません。

特に市民に限らず、不特定多数の人が見るホームページについては、“糸魚川市の顔”でもあり、交流都市を目指す中でウエートが大きいものです。しかし、その内容については市民の目線との相違点も多く、わかりやすいとは言いがたい面もあり、この点についてどのようにとらえているのか。新年度で新しい取り組みはあるのでしょうか。

(2) 「カラー・ユニバーサルデザイン」を取り入れて、だれにでもわかりやすい内容にすることは、速やかに今実行できることのひとつであります。わかりやすい情報を発信することは、行政の責務でもあります。

カラー・ユニバーサルデザインに切りかえる場合の費用の試算は行っているのでしょうか、今後の対応についてはいかがでしょうか。

(3) 児童・生徒向けのホームページや「子どもしんぶん」の発行は、次世代に効果をつなげる大切なことであり、実施をしている先進地もあり、当市でも試みてはいかがでしょうか。

2、職員の基本的な職務姿勢についてお尋ねいたします。

地方公共団体は、住民の安全と健康及び福祉を保持し、市職員は、その向上と住民サービスに務めることが最大の仕事であることは言うまでもありません。1市2町の合併からこの2年間、その基本的なことが遂行されてきたのでしょうか。

次の点についてお尋ねいたします。

(1) 市民への窓口・電話・現場などでの対応について、これまで問題がなかったでしょうか。

基本的なあいさつも含めたその現状をどうとらえているのでしょうか。

(2) 職員研修について、「外から学び続けることでよりよくなる」と言われている中で、庁内研修での講師の選任や研修内容はどのように行われているのでしょうか。また今後の職員研

修の方針についてはいかがでしょうか。

(3) 青海・能生支所から各事務所への名称変更により、この間、その権限は強化されてきたのでしょうか。

また、各事務所の職員配置に問題が生じていないでしょうか。地域住民は対等合併ではなく吸収合併ととらえる人も多く、サービスの低下につながっている点はないでしょうか。その把握をどのように行ってきたのでしょうか。

以上、2項目、行政の根幹にかかわることですので、具体的に明確にご答弁くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

1番目の広報活動についての1点目、市のホームページにつきましては、行政情報を早く、正確に、わかりやすく提供するよう心がけているところでありますが、利用される方が欲しい情報を検索しやすくするように、トップページの分類区分の見直しと、操作性の向上等を検討いたしております。

2点目のカラー・ユニバーサルデザインにつきましては、現在のホームページのシステムには、色覚に障害をお持ちの方や視力の弱い方にも見やすいページとなるように、作成時にチェックをする機能がついておりますので、これを活用してまいります。

広報紙につきましては、4色フルカラーにした場合、現在の1.5倍ほどの経費となりますので、現在の2色刷りでの文字の大きさや濃淡などで編さん工夫をしております。

3点目の子供向けホームページとして、子供新聞につきましては、学年に応じた子供たちに何が必要かということも含め、教育委員会とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

2番目の職員の職務姿勢についての1点目、市民への対応といたしまして、一部職員の対応において指摘を受けましたものがあります。私といたしましては、あいさつも含めて職員の対応は総じてよいと感じておりますが、この一般質問でも議員から多くご指摘をいただいたということでございますので、引き続き職員の接遇指導をしております。

2点目の職員研修につきましては、合併ということで一体となることが大事ということの中で、そのときどきの重点課題や必要事項について取り組み、研修内容により外部講師と内部講師の使い分けをいたしております。

引き続き職員研修を実施し、能力と資質の向上を図ってまいります。

3点目の事務所の権限強化につきましては、事務が迅速に処理できるよう事務所長の決裁権限を定めております。

職員配置につきましては、業務量に配慮した職員配置を行っております。サービス面では、住民の皆様からサービスの低下につながるというお話はいただいておりません。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

では、大きな項目の1番目の1点目ではありますが、合併いたしました平成17年度の6月定例会の一般質問でも、私はこの点を取り上げております。その当時から見ますと、「おしらせばん」も「広報いといがわ」も、かなり見やすくなっていると評価しておりますが、まだまだこれではわかりにくいのではないかとということで、約2年を経過した今定例会でも取り上げました。

それで、まずホームページのトップページは、かなりご苦勞をされているわけですが、5年間で1,900万円という外部委託によって非常に縛りがあって、なかなかシステムを変えれないということも伺っておりますが、しかし交流都市を目指すという観点から言えば、このまま契約が切れるまでこの形でよいのかどうか、この点について内部で検討されているのかどうか。契約をしているから、年間390万円委託料として払っているわけですが、このまんまでいいのかどうか。

もう1年1年、行政というのは勝負だと思っんですね。他市も類似団体によらず、糸魚川市よりも小さいところも、かなり努力をしておりますね。努力ということは、皆さん職員にとっていいことではなくて、一般の人が見てわかりやすい、見やすい、そういうことへの努力です。この点については、この2年間、どういうふうにされてきましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

ホームページにつきましては、その都度その都度、いろんな要望なり苦情等もありまして、改善を進めてきたところであります。17年度よりも18年度の方が、17年度は1日平均1,000件ほどですけども、今18年度になりましたら1,700件ですか、ということで、だんだん利用の方はふえております。

ただ、鈴木議員も言いますとおり、市民に限らず不特定多数の方が見るということで、その辺では市民向けにするのか、それとも外部向けにするのか、その辺もはっきりしないと、なかなか問題が多いかなと思っております。

そういうことで先ほど市長の方からも答弁させてもらいましたけども、新年度でトップページの分類区分の見直しと、それから操作性の関係につきましては、新年度で改善をしたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

市民向けにするのか、市民以外にするのかと、もうこれは両方対応できないと、行政としては失格ではないかと思っんですね。私もよく上越近隣のところを取り上げますけれども、上越市、妙高市

でも、この2年間、かなりトップページ変わってますよ。これはもう市民向けでもあるし、市民以外、私も市民以外ですけど、わかりやすくした。

糸魚川市は今課長がアクセス数を、1,000件からうんとふえてるというふうに言われましたけども、これはアクセス数のカウントの人数ではないんですね。よくご存じの方は、今77万台ですよ、わからないからあっちへ行ったり、こっちへ行ったりしているうちにカウントが1回ずつふえてる、そういうことです、糸魚川市のこの設定は、それがいい悪いは別ですけど。ですから、これだけ人数が多いからいいというのではなくて、わかりにくくてあっちこっち。私も市民の指摘があって調べたんですけど、いろいろわからないからあっちへ行ったり、こっちへ行ったりして、最初に開いたのとカウントがもう10個ぐらい加算されている、わかりにくいからそうなるんです。ここの点の認識も、やっぱりちょっと市民と視線が違うなというふうに感じました。

次、2点目なんですが、カラー・ユニバーサルデザインは、市長はトップページがいろいろ障害者のためにも自動的にと言われましたので、カラーはまあ使っていますが、そのイラストとかデザインについては、まだまだ工面する必要があるということをとらえてますが、今年度やるということ期待しております。

それで、ここではホームページではなくて、「おしらせばん」と広報紙ですね。これももうだれでも、もうどんな人でも世帯主に配信される市の情報紙ですから、ここをわかりやすく。これは今すぐできることですよ、情報基盤整備と違いますから。まずこれが根幹です。それで、私は全ページ4色刷りにしなくても、4色刷りにすると費用が1.5倍ということですけども、4色にしなくてもところどころのポイント・ページを、今の2色ではなくて、やられたらどうかなと思うんですよ。そうすると1.5倍もかかりませんし、最低限のところからスタートするということで、できるんじゃないかと思いますが、全ページで1.5倍ですけど、部分的にカラーを取り入れた場合、大体どれぐらいになりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

現在も2色刷りであります。したがって、それを今度は部分部分と言いますが印刷の関係がありますので、そのページ数によって経費も違いますので、それはまたそのページ数を確定してからということとさせてもらいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

そうですね。今、「広報いとがわ」は、2月号は18ページですけども、例えばこの2月に子供たちの園内の節分だとか、立春の行事の写真が載っているんですが、こういう表紙1枚だけでもカラーにするってことは可能であるわけでしょう、本紙全部18ページをしなくてね。やっぱりここは、特に子供たちを載せるって、とってもいいことだと思うんですね。別に自分の子供や孫

が載るとか、載らないではなくて、何か次の世代を担うということで、何か微笑ましいですよ。

やっぱり私は試行錯誤で、やれるところから経費のかからない範囲でやっていいんじゃないかと。それから中の紙面については、また徐々にやっていかれたらいいし、全部やったとしても1.5倍ですから、そのあたりは今後の課題かなと思いますけど、この点に関しての見解をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

表紙だけどうかということですので、鈴木議員がおっしゃいましたとおり、今後の課題ということとさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

次、3点目なんですが、子供新聞については教育委員会と検討するということですので、先進市の事例も見ながら、ぜひ前向きに取り組んでほしいと思います。

子供に対する見方は、いろいろとあると思うんですが、今定例会でも人口問題、少子化問題を取り上げた方が、約3分の1の議員の方が取り上げられましたけれども、やはり次の世代、10年先、20年先にこの地域を担っていく人ですよ、子供ですけど人間。子供1人にかかる経費は、泉田県知事は1,500万円から2,000万円ぐらいかかると。これがもうほとんど18歳で都会へ出てしまうから、ここに焦点を当てるということを私は直接県庁で伺ったんですが、やはりどういふうにして子供たちを、私たち今の為政者ですね、政治に携わる者が見ていくか。10年先のことを考えていることは考えてますよね。団塊の世代のシニアに対して、非常に消極的な答弁がありましたけども、10年先はこういうふう、こうこうで困ると。じゃあ逆に子供たち、10年先のこと、15歳の子でも25歳ですよ、ここにターゲットをもっていくということは大事なので、もうぜひ取り組んでほしい。

それから上越市も、今年度の子供の権利条約を制定されることはご存じだと思いますが、国連条約を受けて国も1994年に批准しておりますし、子供をやはり1人の人間として、尊重して見ていくというところで随分変わってくると思うので、教育委員会の中で、この点については前向きに検討してほしいと思います。

単に、子供新聞を発行したからいいということではなくて、発行することによって地域に関心を持たせたり、一方通行でなくて子供たちの意見、私が言う子供って児童生徒と、それから18歳までの、まだこの糸魚川に住んでいる子供を指すんですが、人と人とのふれあいというのは、まさに大人と大人だけではないということも大事なことじゃないかなって。この観点を取り入れていけば、10年先の糸魚川市も、何か明るい光が見えてくるかなというふうに感じましたけれども、この点に関して、具体的にそれでは取り組むにも、予算とかいろいろあると思いますけども、期待を

いたします。答弁は結構です。

次、2番目の職員の基本的な職務資質についてお尋ねいたします。

当たり前のことですので、あえて一般質問ですることもないかと思いますが、市民からの指摘もありますので、まずここでお尋ねいたします。

市長は一部指摘があったということですが、私の方には一部だけではなくて、かなりあります。まず、電話ですが、電話はまさに顔が見えない双方のやりとりですので、非常に難しいと思うんですけども、電話で少しお待ちくださいと言われるけども、糸魚川市の少しというのは1分なのか、2分なのか、それとも10秒なのか、私もこの経験があるんですけどね。やっぱりこういう基本的なことを、まずどういうふうになされてるのかという問い合わせですよ、問い合わせと言うより苦情なんですけど、この電話。

それからあいさつも、またあいさつは電話とは違いますね。特に1階フロア、私たち議員バッチをつけている議員に対して、あいさつをしてくださいなんて言ってるんじゃないんですよ。市民、または市民以外の方が庁舎に入られたときの皆さんの対応。私は意地悪ですけども、一度ちょっと庁舎の北口の玄関で、ずっと皆さんを見てたんですね。市長も助役も見ました。あえてここで評価は言いませんけども、やはり市長、助役はもうトップの、この市の行政を担う顔ですよ。ここが明るく市民に対して前向きであれば、この議場にいる30名近くの職員の方は、みんな明るくなりますよ。首を総務課長はかしげていらっしゃるようですが、課長がもう前向きにやったら、職員みんなそうですよ。暗くて元気がなくて、答弁ひとつもやる気のないようにしてたら、自分の課に帰ったらどうですか。こういうことを私はやっぱり問うていかないと、新しい市の市長が目指す公約も含めた政策の展開ができないんじゃないかと。

電話は何分なのか、何十秒なのか、少しお待ちください。それから1階フロアに対して、1階ばかりが来客者じゃないんですが、特に1階ですよ。それからあと窓口対応。この窓口もほかの議員の方も指摘してますけど、市民課だけではなくて、福祉事務所も含めた窓口対応が非常に悪い。私は議員バッチをつけて行くから、ちょっと違うのかな。ところが市民は違うんですね。これはどういうふうにして、市長、やっておられるんですか。全くこういう根幹にかかわることは、もうそれぞれ合併前の1市2町で身につけたものだからといって、指導はしてないんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

鈴木議員の方から厳しいお話が来ておりますが、職員それぞれは自分の仕事に精を出して、頑張るようにしてると思ってますし、中には先ほど市長が言ったように、一部のところで指摘があったことが、大きく伝わるといのは事実あるというふうに認識をしておりますが、それぞれが頑張らなければ新しい、いい市ができないわけですので、それぞれ頑張るように伝えていきます。

それから電話の待たせる時間とか、それぞれ相手の話の中で待っていただくということもあるんたろうと思います。個々のそれぞれの事例によるんだらうと思っておりますので、やはり中には、待たせ過ぎだということでの話もないわけじゃありません。ですが、その経過によって違うんだらうというふうに思ってます。

それからあいさつのことですが、五十嵐議員、平野議員、野本議員からも、この接遇のことも、対応のことも言われてきてますので、やはり一人ひとりが市の職員であるという自覚を持つように、また指導しながら努めていきたいというように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

ぜひ指導をしてほしいというか、私がしてほしいと言うのはおかしいんですけど、当たり前のことですし、皆さんは公務員です。これは一般企業だったら、こうはできないだろうなということもたくさんあります。

1つここでお願いですけども、せめて電話は何課の何々です、これは徹底してほしいと思いますね。それから例えば交換に対して、何々課長をお願いいたしますと言ったときに、その課長なり人がいなかったとき、不在のときは、電話に出た方は、やはり交換はきちっと言ってるという、ですから、課長なりだれそれは不在ですとか、何時に戻りますとか、そういうことはもう基本的なことですよ。もう一度言わなきゃいけない。課長の声は大体わかりますから、課長じゃない、そうするとどなたですかと聞く、すると何々です。もう根幹でしょう、これ。民間企業で、こういう会社って伸びませんよね。ここのところを私は指摘したいんです。これもお金がかからなくて、すぐできること。もう19年度の4月1日じゃなくたって、もうあしたからでもできますから、そういう基本的なことをやってほしいということです、やってないんです。

次、2点目の職員研修ですけども、それぞれのところで一体となるようにやっておられるんですが、現在のこの研修の方法で、職員の能力と資質の向上が上がると思っておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

この内容で資質が上がるかどうかということ聞かれると大変苦しいわけですが、向上するためにやってきとるわけですので、当然それぞれ行った職員は、それなりの成果を上げてるといふふうに認識をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

外へ出る研修というのは、ほとんど県庁を中心としたところだと思いますが、やはり外へ出て研修をしていくということは、その研修の内容自体もそうなんですが、参加している人と人とのまたそこに接点、自治体同士の交流も見えてきますし、非常にいいことなので、どんどん外へ出て、ある意味での新しい風に当たってほしいと思います。

私が今ここで言うのは、庁舎内の研修のことですね。庁舎内でも研修は、それぞれのところで部課長でやっておられると思いますが、具体的にどんなものでしょうか。合併のこの2年間ですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

合併して間もなくということでありましたので、そのときの課題ということで、重点的に取り組んできたわけですが、それぞれ助役を講師にしたもの、それから部課長を講師にしたもので、一通りやってきたのと、やはり合併でいろんな精神的な面での職員間の融和を図るということで、あるいはメンタル面ということで、メンタルヘルスの講師を招いて庁内でやってますし、それから今いろんな情報のことが問題に出ておりますが、セキュリティをあわせて情報についての皆さんの認識、それから今後これから進んでおります男女共同参画、そういうものについて庁内の研修の中で取り上げております。

今後についても、先ほど鈴木議員が言われました接遇の問題も、当然この中で話をしておりますが、やはりそのときそのときの状況に合ったものを、していかなきゃならないと思っておりますので、今回の一般質問の中でも2、3このことの話が出ておりますので、基本的なマナーは当然、職員は持っていると思っておりますが、こういうことが出るということは、もう一度再確認の意味でも研修が必要か、あるいはやり方を考えることもあるかなと思っております、きょうも朝、市長ともそのことを少し話をしましたが、職員は最低の基本的なことはそれぞれ持つとと思っておりますが、やはり再度確認する意味でも、いろんなことをこの研修を通じて、それぞれ向上するように努めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

通告書には、外から学び続けることで、よりよくなるというふうに書きましたけども、庁舎内でも外部から講師を呼んで、例えば最近では男女共同参画の推進については県立女子短の教授も呼んでやられておりますので、やはりそれが1つ1つ、即、成果に上がっていくものもあるし、長いスパンで効果が上がるものもあるかと思っておりますが、しっかりやってほしい。

今課長の答弁の中で、助役の研修ということで出ましたけども、助役も17年8月と18年8月にも、職員を対象として講師としてやっておられますが、助役が講師になるというのは、非常にまれじゃないかなと思っておりますが、そういうことはどこか事例がありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

他市の事例でどうかということではないと思っております。やはり新しい市になって間もなくでもありますので、やはり市の考え方、市長の考え、あるいは市としてどういように進むかということで、助役から講師になっていただいて幹部職員、あるいは職員に研修の機会を与えて研修をしたものでありますので、人のところを例にとるとい問題ではないというふうに認識をして、このお盆

の機会ですか、200人～300人くらいを対象にして実施をしてきたものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

私の調査では、やはり助役が講師ということはほとんどないですね。それで行革の特別委員会でも先進地視察しましたけども、非常に大きな規模の市ですと、その研修センター的なものも設置されていますが、やはり職員に対する基本的な研修ですので、その研修内容が非常に私は問題でもあると思います。

例えばこのレジメを見せていただきましたけども、これは評価は別々それぞれ違うと思いますが、織田信長がまず出て、徳川家康、加藤清正が助役の研修の中で出てくるんですが、助役はそれなりに考えを持ってやっておられると思いますけれども、21世紀に向けて世界の潮流、日本の潮流ですね、ここをきちっと踏まえていかないと、何かとんでもないことになるというふうに私は感じますよ。

それでアンケートも含めて、よかったかどうか、性別、年代とかいろんな、もうみんな「いい」って書くしかないでしょう。これ私は本音で言っているんですね。この研修内容はちょっといかなものかってなんて言えないですよ、職員は。やはり私はこういった研修が、今の21世紀に合っているのかなって。それはそれぞれの考えであれですけども、市長は糸魚川市のトップセールスマン、もう対外的な県内外へ出て、いろいろなことで日々職務遂行をされておりますけども、助役はこれから副市長として、市長にかわるナンバー2のところですので、やはり研修内容ももう少し精査していただきたいと思って、あえてこの場でちょっと辛口でありますけども、述べた次第ですけども、助役、もしお考えがありましたら聞かせていただけますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

栗林助役。〔助役 栗林雅博君登壇〕

助役（栗林雅博君）

鈴木議員の感想であったと思いますが、私が古い人の話を出したというのは、どのように物事を処理をしたかという事例の中でやってきたものであって、その人たちの思想をやるというんじゃなくて、物事の改善をするとか、困難に打ちかったときのその手段とか方法について、私は申し上げてきたんであって、その話は例えば現代人に置きかえることもできるけれども、興味深いということで話をするには、古い人たちの話を事例にとった方が、よりわかりやすいんだろうということで、私は事例に挙げていろいろなものの対処の仕方、困難に打ちかかってきた、その方法というものも例題に挙げてきたわけですし、今日の経済人たちも教書にしてる部分だって、上杉鷹山なんか、本当にアメリカもやっぱり大変な関心を持つわけですから、そういったものも私は例題に挙げて講演をしてきたつもりであります。

それともう1つは、職員の研修には2つございまして、1つは全職員が身につけるべき性質と、もう1つは経験年数、あるいは職制に応じた研修を身につけなければならない、この2つに分けて研修をしていかなきゃならんと思います。

1つには、全職員が身につけるものとしては、社会人として当然身につけていなければならない事柄、このことについては私もマナーとか、礼儀だとか、言葉づかい、地域貢献というものも話をしてまいりました。それからもう1つは、事務担当者としての精通ということの話もしました。それからもう1つは、組織人として組織の中で動くというのは、どういうことであるのかということも話をしてまいりました。

あと経験年数だとか職制に合ったものは、それぞれの職制、あるいはまた経験年数に応じた職員と話をするときを使い分けて、私も話をしてきております。

いずれにしても、職員も自分を磨かなきゃならないというまず自覚をして、そして自覚をもって意識を持たなければ行動に移さんわけですから、要するに、まず何をいっても自覚をするということが、私は一番大事だと思っております。その次に、学んでやろうという意欲を持たなかったら行動に移さんわけですから、私は常日ごろこのことについては自覚をし、意識を持って行動に移そうということを提案をしてまいりました。このことは市長が合併当時から、職員が同じ意思をもって、方向を同じにもって進むようにお互いに指導してくれというのが、もう市長は合併当時から指示事項でございますので、そのことに沿って今までも努めてまいりましたし、これからもやっぱりそういう展開をしていかなきゃならんと、こう考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

おっしゃるとおりでありますね。

それで、まず職員自身が自分、おのれを磨く、自覚をして意欲、それで行動ですよ。この基本的なものがあれば、前段のあいさつとか、電話の対応とか随分違ってくるのかなと。それから、もっと延長線上に、皆様がここで答える答弁の方法も、もっとやる気が伝わるものが、議会側へ、そういうふうに変ってくるかなと思います。

公務員というのは非常に民間人と違うという点では、非常にいろんな市民から見たら、また不可解な部分もあるかと思うんですが、やはり一体感となって進んでいくという点では、これは注意していかなきゃいけないと思います。

私は最近、ある職員の親の方から、市の職員になるということは東京大学に入るより難しいんですよ。びっくりしたんです。でも考えたら、そうなのかなと思うんですけどね。1回入ったらどうでしょうかね、でも基本的に住民サービスをする、それがもう一番の仕事だということを根幹に置いてやってほしいと思います。

最後に、3点目なんですが、各事務所のサービス低下は聞いてないということですが、細かい点を言うといろいろあるんですね。この一体感というところで、市長は全600人を超える職員のトップであります。能生・青海事務所の職員に向けて生の声というか、例えば例にとると新年の1月4日、仕事初めに各事務所へ行っておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

新年の1月4日に各事務所へ行ってることにつきましては、行ってはおりませんが、しかし時折に行って、いろいろと話をさせていただいたり、また、通りすがりに寄ったりして職務内容を見させていただいております。

先般、お答えさせていただきましたが、やはりその中で事務所は事務所のひとつのきちとした位置づけの中で、市民への接遇に対して非常に頑張っておるのも見させてもらってるわけでありませぬ。そのように行ったか行かないではなくて、日ごろから注意をしながら事務所との対応はさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

行ってないんですね、両事務所に。18年度から支所から事務所と名称を変更したときに、権限を強化するということと言われましたけども、1月4日に行けなければ、せめて新年の松のうちあたり、やはり私は行ってほしいと。定期的には行ってませんので、行ったときに全職員がいるとは限りませぬ、現場に出てる方もいる。やはりこういったことを1つ1つこなして、初めて一体感が出てくると思うんですね。やはりそれも各事務所の職員の緊張感にもつながります。とても大事なことだと思いますね。ですから定期的に訪問とかとなると、またこれはどうなのかなと思います。せめて1年の年のひとつの節目として、私は提言なんですけどもやってほしいと思います。

今、後ろの課長が何か言っておられるので、じゃあ答弁することがありましたらどうぞ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

全事務所を回るときには回っておりますし、そしてまた1月4日には、これは両事務所だけではなくて、市の出先というのも結構あるわけでありませぬ。そういった中で、全員が集まって来ていただく中で、私はきちとあいさつをさせていただいているわけでありませぬので、やはりいろいろ広域になった中におきましては、単純な流れ作業ではないと私は思っております。意思の疎通はやはり大事だということの中でさせていただいているわけございませぬし。

そして今ほどいろいろご指摘いただいている部分についても、私はこの市の職員、公務員という形であっても、やはり原点に戻って市の職務とは何なのだと。やはり市民の幸せになることの作業でなかろうかということで、原点に戻って進めていこうということで、職員に一体感を持ちながら職務に当たっていただきたいお願いをさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

各事務所へ行って、例えば青海なり能生のそれぞれの出先の人たちがそこに集まって、市長の

1年の初めのあいさつを聞くということも、私は決してむだにはならないと思いますし、管理職が1月4日にここに集まってすることも、それは大事なことですけど、いろんなところで一体感、一体感と言われるので、一体感はそうして生まれるものではないかなというふうに、今ここで申し上げたわけです。

これからもう財政の厳しい中で、ある意味でバランスの取れた政治をしていかなきゃいけないと思うんですね。そのためにも1番目の項目とも重なりますが、似た考えの人だけで何回会議をやっても効果も薄いでしょうし、いろんな審議会、協議会、いろんなメンバーも同じメンバーだけでやっていくのではなくて、5万人の市民、いろんな方を交えてやっていくというのも、バランスの取れた成長の仕方ではないかなと思います。

参考までに、1つの何かあれで肩書があると当て職で、何々委員とか、何々協議会、策定委員、4つも、5つもついてきて、ある人に聞いたら年間61回会議に出た、議員並み、それは地区のものあるんですけど。ですから、私はもう同じ人ばっかりの名簿ではなくて、もうこれからは新しい時代へ移っているわけですから、今後の検討課題としてほしいと思います。

市民の目線で職員が仕事をしたら、もう少し変わってくるんじゃないかなと思いますので、あえて今回は辛口で、行政の根幹にかかわることを述べさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

鈴木議員の方から、特定の人がある審議会の委員になられていると。確かに団体から推薦されますと、そういう方が重なることが多くあります。ですがやっぱりこれまで取り組んできておりますように一般公募を設けたり、いろんな幅広いところから募集をしたり、あるいは男女の比率をどうするか、高めようじゃないかということで取り組んできておりますので、今のお話の件につきましても、やはりいろんな審議する場があるわけですし、そこにはいろんな方面からご意見のいただけるように努めておりますので、今後もその方向で進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

今答弁がありましたので、あえてまだ二十何秒。金太郎飴なんですね、今後もこの方針でと言ったら、変わらないということでしょう。先進地では、もう4つとか5つ以上の当て職はつけないとか、どんどんなってます。ですから、多くの人たちと一体感を持ってやるというところで提言したわけです。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

以上で、鈴木議員の質問が終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

+

午後 1 時 4 9 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+